

排水設備工事を行うには（工事の手続き）

●工事は指定店に依頼します。

くみ取便所を水洗便所に改造し、台所、風呂場、洗濯水などの生活排水も下水道管に流し込むようにする施設の工事を「排水設備」の工事とといいます。

浄化槽を廃止して下水道管に接続する工事も同様です。

この排水設備の工事は「那覇市排水設備指定工事店」でなければ行ってはなりません。費用は個人の負担となります。

工事着工から終了まで（貸付金、補助金の申請手続きは指定店が代行します）

トイレの水洗化改造や排水設備工事は、皆さんの負担で行っていただきます。工事は、一定の技術水準にそって正しく行なったり、公共下水道の機能にそこで、工事に必要な専門知識で行うことになっています。あたったの諸手続きを皆さん



依頼人

われないと、詰まって、故障の原因に悪い影響を及ぼすこととなります。識と技術をもった「指定工事店」なお、「指定工事店」では、工事にかかわって行います。

